（様式）

特別顧問・特別参与が従事した職務の遂行に係る情報

|  |  |
| --- | --- |
| 議題 | 新公会計制度アドバイザリー会議 |
| 日時 | 平成２９年７月６日(木)　１３時５５分～１６時１５分 |
| 場所 | 府庁本館４階　会計検査室 |
| 出席者 | (特別顧問・特別参与)：小幡特別参与　武田特別参与(職員等)：会計管理者兼会計局長会計指導課 課長、課長補佐１名、主査３名、主事１名財産活用課 課長補佐１名、副主査１名 |
| 論点 | ・減損会計について・その他 |
| 主な意見 | （１）減損の指標について（資料１－１）・豊中警察署建て替えにて期中開設とのことであるが、従来からある建物、工作物及びこれらの設定指標はどのような状況にあるのか、確認されたい。（２）減損の兆候について（資料１－２③）・減損の兆候があるもの（減損を認識した場合を除く）金剛コロニーなど昨年度まで記載されていた案件は、現在どのような状況になっているのか確認されたい。併せて、前年度リストからの連続性について、対比が図れるような表記を検討されたい。（３）減損の認識について（資料１－２④）　・東大阪高等職業専門学校　　減損の兆候（資料１－２③）に同校で挙がっている案件と別であれば、それを区別できるような表示方法にされたい。　・守口保健所資料中の「減損に至った経緯」欄の表記について、案件の状況に応じた内容となるよう、検討されたい。 |
| 結論 | （１）減損の指標について（資料１－１）・豊中警察署従来からある建物、工作物及びこれらの設定指標はどのような状況にあるのか、確認する。（２）減損の兆候について（資料１－２③）・減損の兆候があるもの（減損を認識した場合を除く）昨年度まで記載されていた案件が、現在どのような状況になっているのか確認するとともに、今後前年度リストの連続性について、対比が図れるような表記を検討する。（３）減損の認識について（資料１－２④）　・東大阪高等職業専門学校　　減損の兆候（資料１－２③）に挙がっている案件とは別であることを、区別できるような表示方法とする。　・守口保健所減損に至った経緯欄の表記について、案件の状況に応じた内容となるよう、記載を検討する。・備忘価額の考え方　　事務局より整理があったように、無償譲渡を要因とする減損後の帳簿価額については、今後３月末時点で府の財産として所有しているものは、備忘価格（１円）とし、移管等により所有していないものは０円とする。（４）その他・各会計合算作成時の相殺消去の範囲について　　証紙収入金整理特別会計に係る「繰出金」については、取引の実態を鑑みて、28年度決算より、「事業収入（特別会計）」と相殺処理する。また、重要性の観点から、「繰入・繰出」「債権・債務」に係る取引以外にも、一定金額以上の内部取引について、相殺処理を検討する。併せて、その旨注記する。 |
| 説明等資料 | ・議事次第・【資料１－１】減損の兆候を判断する指標一覧（新規財産）・【資料１－２】減損の状況①普通財産　減損対象件数等一覧②行政財産　減損認識件数一覧　　③減損の兆候があるもの　　④減損を認識したもの |
| 備考 | 事前公表を失念していたため。 |
| 関係部局（室課） | 財産活用課 |